

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和2年(2020年)4月 1日作成)

法令名	農業協同組合法施行規則
根拠条項	第76条の2第1項第3号
許認可等の種類	理事の定数の過半数を認定農業者等とすること等の例外の承認
法令の定め	農業協同組合法施行規則第76条の2
審査基準	「農業協同組合及び農業協同組合連合会及び農事組合法人の向けの総合的な監督指針(信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。)」(平成23年2月28日農林水産省経営局長通知)に照らして審査するものである。 なお、当該通知は大冊のため添付しない。
標準処理期間	総期間 30 日・ 月 (注: 休日は含まない) 経由機関 日・月 () 協議機関 10 日・月 (農政部農業経営局農業経営課) 処分機関 20 日・ 月 (総合振興局・振興局)
処分担当課	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
申請先	総合振興局・振興局産業振興部農務課 (電話番号:)
問い合わせ先	農政部農業経営局農業経営課組合指導係 (電話番号: 011-231-4111(内線27-262))
備考	(公表アドレス http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/kei/gyouseitetsudukijourei.html)